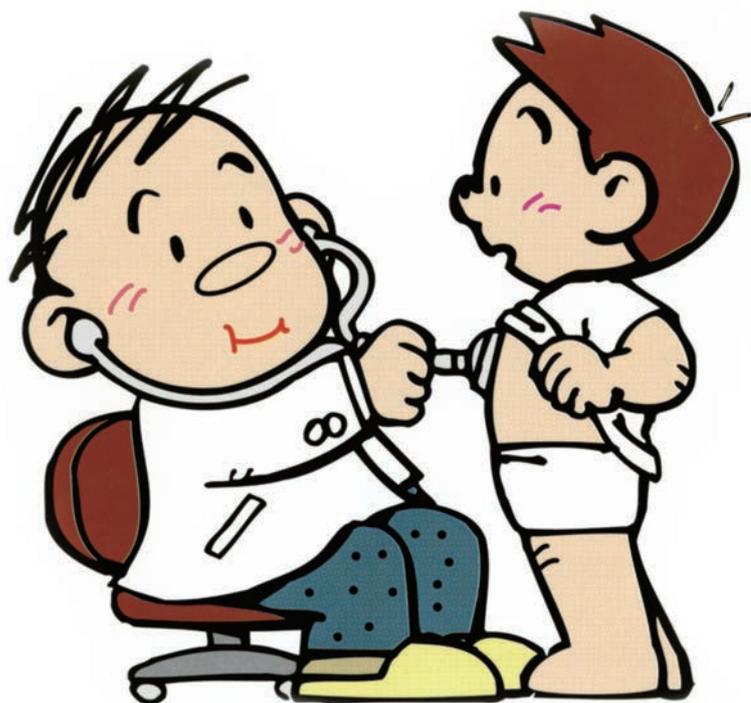


# 養護実習の手引き

## Ver.5



埼玉大学教育学部

# 目 次

I 養護実習とは	1
1. 養護実習の位置づけ	1
2. カリキュラムと養護実習	3
3. 養護実習・教育実習の流れ	4
4. 養護実習生活	5
5. 養護実習・教育実習におけるトラブルについて	8
II 参観実習	10
1. 参観実習の意義	10
2. 参観実習の視点	10
3. 参観実習にあたっての留意事項	10
III 養護実践	11
1. 養護実習（養護教諭応用実習）における研究協議会	11
2. 研究協議会における発表内容の例	11
IV 養護実習の評価	31
V 参考資料	32
学校保健安全法	32



# I 養護実習とは

## 1. 養護実習の位置づけ

養護実習はみなさんが学生として、養護教諭として、そして教師として人間として、多くのことを学ぶうる濃密な時間だということができます。それは、大学4年間の養護教諭養成課程における学びのプロセスの中核であるとともに、養護教諭としての長いキャリアにおける実践的な学びの基点として位置づけられるものであり、一人ひとりの自己形成史における重要なターニングポイントとしての意味を持っているからです。

### 1.1 養護教諭養成課程における“学び”の中核として

養護実習は、第一に養護教諭養成課程における学びの中核として位置づけることができます。

実習の毎日はみなさんにとって新たな経験の連続だといえるでしょう。同じ学校教育の現実でも、教育をする立場であらためてそれを経験してみると、それまでとは違った見方が形成されてくることはいうまでもありません。しかし、そのことはこれまでみなさんが教育を受ける立場で形成してきた見方をすっかり消し去ってしまうことを意味しているわけではないはずです。むしろ、そこで大切になることは、教育を受ける側とする側の二つの見方が総合されていくことにあるのであり、その中で、学校とは、養護教諭とは何なのかということに対する、みなさんの見方が奥行きを増していくことに意味があるからです。

そのためには、1年次の「教職入門Ⅰ」、2年次の「養護教諭基礎実習」「教職入門Ⅱ」、3年次の「養護教諭応用実習」（3年生4週間）、および「応用実習（中学校）」（4年生4週間）の時間が互いに緊密に連関し合うことで、実習以前の学習や実習後の学習とつながっていくことに意味があります。「養護教諭基礎実習」は、観察実習によって実際の養護教諭の仕事への手ほどきを受ける時間であるとともに、実習以前にもすでにさまざまな場面で折にふれて行ってきた学校観や養護教諭観、授業観の吟味をあらためて行う時間だといえます。

大学入学時にはそれぞれの被教育体験に即した個々バラバラなものにしか過ぎなかった養護教諭像も、講義や演習や学生相互のコミュニケーションの

中で徐々にその幅を広げていきます。養護実習の経験は、その養護教諭像の再形成をさらにすすめるものになるはずですが、しかし、ちょうどかつての被教育体験が個々バラバラであったように、みなさん一人ひとりの実習での養護教諭としての体験もそれぞれに固有のものだといえます。その養護教諭像を確かなものにしていくためには、それらの見方を互いに共有し合う中で経験の意味を掘り下げていく過程が必要なのだといえます。

もちろん、被教育体験と教育体験、自己の体験と他者の体験、そして大学での学びと現場での体験は、簡単に総合されるものだとはいえません。学ぶということの意味は一つの経験ともう一つの経験を、一人の人間ともう一人の人間を、そして一つの場所ともう一つの場所とを、互いに結びつける接点を見だしていくことにもあるでしょう。養護実習はそれらの要素がつながりあう有機的連関の中核としての意味をもっているのです。

### 1.2 養護教諭としての実践の場での“学び”の起点として

養護実習は、第二に養護教諭としての長いキャリアにおける実践的な学びの基点にあたるものとして位置づけることができます。

実際の養護実習の時間は、現実の教育の問題の深さを知る上でも、そこに蓄積された知見・知識・教師文化の奥行きを捉える上でも、また自分自身の養護教諭としての方向性を見直す上でも、おそらく十分な長さをそなえているとはいえないでしょう。

しかし、実習生が実際に現場に身をおくそのわずかな間にも、子どもや教師や学校はさまざまな出来事を織りなしながら、たえず動いていきます。そして、みなさんの判断や行動や存在自体もまた、確実にそこでの出来事を構成する重要な要素になっていくはずですが、実践の場で学ぶというよりは、何よりもまず、そのような現在進行中の出来事の中に身を置いて学ぶことを意味しており、みなさんがその渦中で何を体験し、どういう問題に突き当たり、どんな反省（リフレクション）を行っていくのか、その体験と反省の在り方に養護実習における学びの質はかかっているといえます。

養護教諭として必要な人間的な資質や専門的な力量は、実習期間のわずかな間に身につけることがで

きるものではなく、むしろそれらのほとんどはこれから実際に養護教諭として歩む長い道のりの中で学び続けていくものです。だとすれば、養護実習において問われるべきは、あれこれの技術や知見の何が身についたかという以上に、その人が実践的な場の中で自己の経験をたえず更新し続けていけるような学びのスタイルをどのように形成していくかということの方にあるはずです。

養護教諭としての学びの本格的な第一歩が新任養護教諭として学校に赴任したときにはじめて記されるものだとすれば、養護実習における学びはいわばそれに向かって半歩あゆみだすことにすぎないかもしれませぬ。しかし、その半歩をみなさんがどのように踏み出すかということは、これからのみなさんの養護教諭としてのライフコースの中で重要な意味をもっているのです。

### 1.3 養護実習における“学び”の二つの性格

以上のような実践的な場での学びは、子どもとのかかわり、養護教諭や教諭とのかかわりという二つのかかわりを軸にして展開されたものとして、特徴づけることができます。

#### (1) 子どもとのかかわりの中での“学び”

第一に、それは子どもたちとのかかわりを軸に展開される学びといえます。実習校には一般論として子どもや自分の中の子どものイメージでは決してくれない、さまざまな生活背景や個性をもった生身の子どもたちがいます。養護実習の期間は、その子どもたちや教職員、友達同士の間で複雑な関係を織りなす特定の世界に参加し、みなさん一人ひとりの子どもとの間に関係を形成していく過程だといえるでしょう。保健室来室時、授業時間、休み時間、そうじの時間、放課後といったいくつもの場面で、子どもたちはさまざまな表情や行動を見せます。

そこでみなさんは、一人の子どもの保健室での様子が、学級での友人関係や家庭の状況を背景としたものや、自分たちの子どもたちでは考えられないような子どもの姿にその地域や現代社会の特質を見出していくかもしれません。ときには子どもたちの学ぶ力や成長する力の豊かさに驚き、ときには自分が大切にしたいと思うものに逆行する状況に戸惑いながらも、その中に何かを見出していくかもしれません。養護教諭としての学びを、そのような子どもたちとのコミュニケーションにつなげていくことが、何にも増してこれからみなさんが豊かな養護実践をつくり出していく上での土台になるはずで

#### (2) 養護教諭や他の教職員とのかかわりの中での“学び”

第二に、それは養護教諭や他の教職員とのかかわりを軸にしながら展開する学びということができます。教員という専門的な職業集団への参与という点では、養護実習は、養護教諭のほんの一部を経験するにすぎませぬ。しかし、みなさんが経験する保健室の経営は、実践のもっとも基本的な部分だといえます。養護実習は、その営みを共有する中で、養護教諭や教職員とさまざまなかかわりを持つ時間でもあります。

養護実習においてみなさんは、子ども理解、保健室における子どもへの対応の仕方、保健組織活動への参加、集団や個別を対象とした保健指導などを通し、その裏側にある熟慮や判断の在り方、指導後の反省過程における問題の焦点化やそれらを乗り越える手立ての発見の仕方などについて、具体的に学んでいくこととなります。実際に自分がその実践過程を経験するだけではなく、その都度の実践の局面で直面する課題や状況の中で、養護教諭や他の教職員たちの行動や言葉からみなさんは多くを学んでいくはずで

す。養護教諭は、決してひとりでは成長できません。みなさんが自分自身の学びをそのような実践者相互のコミュニケーションに参加しつなげていくことは、養護教諭として成長し続けていくために欠くことのできない土台になるはずで

す。これまで述べてきたことは、言い換えれば、結果の良し悪しではなく、試行錯誤の学びのプロセス自体に養護実習の価値を見出すことだといえます。結果の成功とか失敗は、多くの場合、一面的なものに過ぎませぬ。そつなく体裁をととのえて成功したかに見える指導よりも、自分の考えに基づいて行った失敗のうちにこそ、むしろ豊かな学びの源泉はあります。誰のものでもない自分自身の歩みを誠実に刻み、それを他者ととともに謙虚に振り返ることができたなら、そのこと自体がすでに成功や失敗をはるかに超えた価値をもっているものであり、みなさんのその学びの姿こそが、養護教諭や他の教職員にも子どもたちにも何かを伝えていくことになるでしょう。

## 2. カリキュラムと養護実習

### 2.1 カリキュラムと養護実習

養護実習は教員養成系学部である本学部のカリキュラムにおいて重要な位置を占めるものです。養護実習はその体験を通して、教育学部学生としての一層の自覚と将来の教職者として、これからの学生生活をどう過ごしたらよいかを考え

るまたとない機会を与えてくれるものです。

養護実習のカリキュラム上の位置づけは以下のようになっています。4年次後期に履修する教職実践演習は、それまでに培ってきた自分の教員としての資質能力を統合して確認し、足りないところを自覚して深めるための科目です。

1年次	2年次	3年次	4年次
養護専門科目	養護専門科目	養護専門科目	養護専門科目
		3年次卒業研究	4年次卒業研究
教育学概説 A・B	教育方法・課程論		
特別活動論	道德教育論		
教育心理学概説	生徒・進路指導論		
	教育相談		
	保健科指導法	保健科指導法	
その他教職関連科目	その他教職関連科目	その他教職関連科目	その他教職関連科目
教職入門Ⅰ	教職入門Ⅱ		
	養護教諭基礎実習	養護教諭応用実習	教職実践演習
	介護体験実地		応用実習（中学校）

カリキュラムの全体を概観してみると、1、2年次では、「養護教諭応用実習」へ向けて、概説や教育法、道德・特別活動に関する授業が並んでいます。また教育学部における学生としてこれから何をどのような立場で研究していくべきかについての方向が示されています。「養護教諭応用

実習」を体験する3年次からは、専門科目・卒業研究が多く入ってきます。「養護教諭応用実習」、「応用実習（中学校）」で、養護教諭または教諭両方の実習体験を踏まえて、将来の自分の進路を考え、それにあった研究を深めていくこととなります。

### 2.2 本学部における養護実習・教育実習の履修要件

主免許状の養護教諭免許状の取得のためには、「養護教諭応用実習」を履修する必要があります。「養護教諭応用実習」を履修するためには、下記

の履修最低要件を、履修前年度終了時まで満たさなければなりません。

さらに、副免許状の中学校「保健」教員免許状を取得するためには、「応用実習（中学校）」を履修する必要があります。「応用実習（中学校）」を履修するためには、下記の履修最低要件を、履修前年度終了時まで満たさなければなりません。

【養護教諭応用実習最低要件】	単位数	【応用実習（中学校）最低要件】	単位数
養護教育専門科目	14	養護教育専門科目	6
教職入門Ⅰ	2	教職入門Ⅰ	2
教職入門Ⅱ	1	教職入門Ⅱ	1
養護教諭基礎実習	1	基礎実習Ⅰ	1
教育学概説A（本質）	2	教育学概説A（本質）	2
教育学概説B（制度）	2	教育学概説B（制度）	2
教育方法・課程論	2	教育方法・課程論	2
道德教育論	2	道德教育論	2
特別活動論	1	特別活動論	1
教育心理学概説	2	教育心理学概説	2
生徒・進路指導論	2	生徒・進路指導論	2
教育相談	2	教育相談	2
総合的な学習指導法	1	総合的な学習指導法	1
保健科指導法	2	保健科指導法	4
総単位数（上記を含み）	62 単位	総単位数（上記を含み）	62 単位

### 3. 養護実習・教育実習の流れ

埼玉大学教育学部では、学生が行う教育実習はすべて大学で手配します。出身校で行う“母校実習”などは実施していません。学生諸君は、大学

からの指示に従い、Web 学生システムや、掲示などの連絡項目を見落とさないように注意してください。

養護実習、教育実習の履修は次のようなプログラムとして組まれています。

#### 【1年次】

- 入学時……………＊傷害保険・賠償保険に加入  
(加入していないと、実習を履修できません。)
- 前期／後期……………＊「教職入門Ⅰ」履修

#### 【2年次】

- 5月～6月中旬……………＊「養護教諭応用実習」の希望調査  
(実習希望地域などの調査を行います。)
- 前期……………＊「養護教諭基礎実習」「教職入門Ⅱ」履修  
①大学での講義 ②参観実習(附属学校で実施します。)
- 後期……………＊「養護教諭応用実習」ガイダンス  
(「実習生調書」を作成し提出します。3年次の6月以降に実習校が決定されますが、希望通りにならない場合もあります。)
- 後期末……………＊「養護教諭応用実習」最低履修要件の確認  
(履修要件をクリアできていないと履修できません。)

#### 【3年次】

- 5月～6月中旬……………＊「応用実習(中学校)」の希望調査(選択者のみ)  
(実習希望地域などの調査を行います。)
- 実習開始まで……………＊「養護教諭応用実習」の事前指導  
(実習の心得などを学部で指導します。)
- ＊事前の実習校訪問  
(実習校を事前に訪問し、挨拶するとともに、実習を始めるに際して実習校からの注意などを確認しておきます。初めての訪問ですので、きちんとした姿勢・服装で臨みましょう。事前に学校に電話をして訪問日時の打ち合わせを行い、必ず全員一緒に訪問します。実習校への道順・所要時間なども確認しておきます。実習校の都合で、実習開始日が変更になるケースもあります。)
- 後期……………＊「養護教諭応用実習」(4週間)実施  
(子どもたち、養護教諭、教員との交わりを大切に、充実した実習になるように努めましょう。何か困ったこと、相談したいことがある場合には、ひとりで悩むのではなく、すぐ大学に連絡しましょう。実習後は、お礼の挨拶を忘れないように。)
- ＊「基礎実習」履修(選択者のみ)  
①大学での講義 ②参観実習(附属学校で実施します。)
- ＊教育実習ガイダンス  
(「実習生調書」を作成し提出します。4年次の6月以降に実習校が決定されますが、希望通りにならない場合もあります。)
- 後期末……………＊「応用実習(中学校)」最低履修要件の確認  
(履修要件をクリアできていないと履修できません)

#### 【4年次】

- 実習開始まで……………＊「応用実習(中学校)」の事前指導(「養護教諭応用実習」のときと同じです。)
- ＊事前の実習校訪問(「養護教諭応用実習」のときと同じです。)
- 後期……………＊「応用実習(中学校)」(4週間)実施

## 4. 養護実習生活

### 4.1 養護実習を行うにあたっての留意点

#### (1) 基本的姿勢

各実習校は、後継者養成のために、多忙な時間をさいて指導をしてくれています。この事を十分に理解して、謙虚な姿勢で実習に臨むことが望まれます。また、一人ひとりが埼玉大学を代表してきているということをいう自覚をもって行動してください。

#### (2) 実習校の先生方に対して

実習校の先生方に対しては、自分は指導を受ける立場にあることを念頭において接します。挙措動作、言葉づかいにも注意しましょう。

#### (3) 養護教諭としての自覚と責任

養護実習生は、大学においては「学生」であっても、教壇に立ったり、児童生徒と向かい合う場面においては、一人前の「先生」です。

養護実習中は「養護教諭」としての自覚を持ち、それに見合った責任を果たすことが求められます。体罰が厳禁であること、養護教諭としての「守秘義務」があることなども確認しておきましょう。

#### (4) 「学ぶもの」としての自覚

(3)にもかわかわらず、養護実習生は「学生」でもあります。授業に関することはもちろん、休み時間・給食・清掃・クラブ活動や学校行事など、学校に関わるすべてのことに興味をもち、それらに積極的に関わって、たくさんのかんことを吸収することが大切です。

#### (5) 実習生仲間と代表者

一緒に実習する仲間は、研鑽を積む上での良きライバルであり、相談相手となるでしょう。「代表者」を中心に、お互い協力し合って、充実した実習が送れるよう努力しましょう。「代表者」は、各実習ごとに決定されます。実習生のまとめ役としての挨拶や諸連絡の窓口となります。

#### (6) 健康

長い養護実習を乗り切るためには、なんといっても“健康第一”です。精神的・肉体的の双方で健康を維持できるよう努める必要があります。実習開始前から健康を保つように留意しましょう。

### 4.2 勤務に関する留意点

#### (1) 勤務時間

出勤時間は、それぞれの学校により異なりますが、勤務開始の30分程度前に出勤しましょう。勤務時間全般に、時間を守って、ゆとりを持って行動するようにします。

#### (2) 通勤手段

出勤は、徒歩または電車、バスなどの公共交通機関を利用します。自動車・自転車・バイクなどによる通勤は、交通安全の観点から原則として認められません。

#### (3) 所持品

持ち物は、印鑑・テキスト・筆記用具・「養護実習の手引き」(本書)・「養護実習の記録」・上履き・運動靴・弁当・その他、実習を行うのに必要なものとしします。

#### (4) 出勤簿

毎朝、出勤時に、出勤簿に捺印します。

#### (5) 外出

勤務時間内の外出は、原則として認められません。外出する際には、必ず許可をもらってください。教員採用試験の願書を提出に行くなどの場合が考えられます。

#### (6) 欠勤・早退・遅刻

欠勤・早退・遅刻はできるだけないように努めるのが当然です。やむを得ない場合は、事前に実習校に連絡を取り、承認を得ておきます。また、実習校によっては、所定の欠勤・早退・遅刻届を養護教諭等の承認・捺印をもらったのち、学校長に提出するように指示されることがあります。

#### (7) 生活の場

生活の場として、「控え室」が与えられることが多いようですが、隣室に迷惑にならうように留意して、研究・討論の場として大いに活用します。

#### (8) 昼食・間食

昼食・間食などについては、それぞれの学校の指示に従います。ここが、学校であるということ、もう一度思い起こしましょう。

## (9) 給食費など

給食費や遠足などの学校行事に参加する際にかかわる諸費用は、原則として自弁です。金額や支払方法は、事前訪問の時に確認しておきましょう。

## (10) 服装など

スーツ等の正装、動きやすい格好に心がけましょう。

## 4.3 児童生徒の指導に関する留意点

### (1) 態度・言葉づかい・身だしなみ

児童生徒との接触にあたっては、教育者としてふさわしい態度・言葉づかい・身だしなみを心がけます。

### (2) 児童生徒との接触

実習校においては、児童生徒とは、常に明るく、気持ちよい態度で接することが大切です。また、児童生徒名を早く覚え、親しみ、かつ親しまれるように努めます。児童生徒の個性をよく理解するとともに、性別や個人による分け隔てが起こらないようにします。

### (3) 学校外での接触

自分の配属された実習校の児童生徒を、許可なく校外に引率したり、呼び出したりしてはいけません。公務以外の電話やメールでの連絡をとってはいけませんし、また連絡させてもいけません。実習終了後の接し方にも注意しましょう。

### (4) 学校の設備備品

設備備品を使用する場合は、担当の教職員の指示に従います。使用後は必ずもとあった場所に返納し、整理整頓を心がけます。

### (5) 参観授業

クラスの授業を参観する場合には、事前に担当教師と連絡をとり、観点を決めて参観するようにします。挨拶やお礼を忘れないようにしましょう。

## 4.4 実習計画の例

実習計画は、それぞれの学校で作成されます。一例を示しておきます。

### 第1日 〔挨拶と紹介〕

- \* 職員集会での紹介・あいさつ
- \* 講話（学校教育全般など）
- \* 養護教諭との話し合い
- \* 校内施設見学
- \* 「養護実習の記録」への記入（毎日必ず記入しましょう）

### 第1週 〔学校・学級・児童生徒を知ることに努める〕

- \* 保健室における児童生徒への対応の観察（救急処置、健康相談、保健指導）
- \* 保健室の整備、環境衛生検査、日常安全点検
- \* 学級活動、学校行事などへの参加
- \* 講話（学校保健や保健室経営など）

### 第2・3週 〔児童生徒への対応を適切に行うとともに、児童生徒への理解を深める〕

- \* 保健室における児童生徒への対応
- \* 保健室の整備、環境衛生検査、日常安全点検
- \* 集団を対象とした保健指導の準備  
指導案、指導法について、養護教諭や担任の先生から指導していただきます。
- \* 学級活動、生徒指導、学校行事への参加・指導
- \* 保健だよりや掲示物の作成
- \* 保健事務

### 第3・4週 〔研究協議を行い、実習の成果を点検する〕

- \* 保健室における児童生徒への対応
- \* 保健室の整備、環境衛生検査、日常安全点検
- \* 集団を対象とした保健指導の実施
- \* 学級活動、生徒指導、学校行事への参加・指導
- \* 保健だよりや掲示物の作成
- \* 保健事務

### 最終日 〔実習のまとめ、実習終了の挨拶〕

- \* 実習のまとめ・反省
- \* 「養護実習の記録」の提出
- \* 児童生徒・教職員に実習終了のあいさつとお礼  
実習終了後にも、お礼を述べに事後訪問し、提出していた「養護実習の記録」を受け取ります。「養護実習の記録」は、大学事務へ提出します。

- \* 学級活動、生徒指導、学校行事への参加・指導
- \* 研究協議会  
研究協議で学んだことの確認をします。他の実習生の研究協議からもいろいろ学びましょう。養護教諭や担任の先生から指導実施後には、批評と指導をいただきましょう。

## 4.5 実習生の一日

実習生の日課は、配当された実習校によって若干異なります。また、毎日同じ日課というわけでもありません。実際には、事前訪問の時から、実習初日に指示されることとなりますが、一例を掲げておきます。

- \* 出勤途上で児童生徒と一緒にすることがあります。学校外での児童生徒の姿を知るよい機会です。交通マナーや交通安全などにも気を配ります。
- \* 「登下校時」「休み時間」「給食の時間」「清掃の時間」も、学校生活の大事な部分です。児童生徒の様子をよく観察して、心身の健康状態を把握するようにします。
- \* 退勤する際には、教職員の方に必ず挨拶をして、退勤することを伝えましょう。

### 【小学校の例】

- 〔平日〕
- ～8:15 実習生登校（勤務開始）  
保健室の整備
  - ～8:25 児童登校、児童観察
  - 8:25～8:30 職員集会  
（その日や週の打ち合わせを職員室で行います。）
  - 8:30～10:00  
健康観察、  
欠席状態の確認、事後措置  
保健室来室者への対応、保健指導
  - 10:00～12:30  
校内巡視  
環境衛生検査、日常安全点検、  
保健室来室者への対応、保健指導
  - 12:30～13:15  
給食の時間  
保健室来室者への対応、保健指導
  - 13:20～13:40  
清掃の時間  
保健室来室者への対応、保健指導
  - 13:40～16:00  
保健室来室者への対応  
保健指導  
校舎内外での児童観察
  - 16:00～ 児童下校
  - 16:00～17:00  
研修、執務のまとめ  
本日の反省と明日への準備

## 5. 養護実習・教育実習におけるトラブルについて

皆さんは普段は「学生」という立場ですが、教育実習先の児童生徒にとっては「先生」であり、職員室では「実習生」となります。その場その場の立場に応じて、相手を尊重し信頼する、また自分も相手から信頼されるような、適切なコミュニケーションがとれなければいけません。

しかしこれまで、教育実習では様々なトラブルが報告されてきました。トラブルをできる限り回避するために、そして、トラブルになってしまったときに迅速に対応するために、ここでは実際にあったトラブルの一部を紹介します。

### 5.1 性的な事柄をめぐるトラブル

#### ケース1

実習先の中学校の生徒から、「先生、彼女いるの?」と聞かれ、「いる」と答えた。すると、「彼女とどんな関係までいっているの?」と質問されたため、性的な内容に話題が及び、その日持っていた避妊具を生徒にせがまれて、しかたなく見せた。

実習先の児童生徒にとって、皆さんは親しみやすいお兄さん・お姉さんのようにうつるかもしれません。したがって、個人的な質問をされる機会もあるでしょう。

しかし、自分の恋愛や性的なことを話題にするといった行為は、皆さんのプライバシーの保護といった観点から望ましくありません。更に、皆さんが「先生」としての立場上の権限を利用し、児童生徒を不快にさせる「セクシャルハラスメント」の加害者とされてもおかしくない行為です。

大学の友達同士の会話なら許されることでも、実習先では厳禁です。プライバシーにかかわる質問をされたら、まずもって答えてはいけません。そして、「そのようなことは聞いてはいけませんよ」と、児童生徒に伝えてください。

#### ケース2

実習先の生徒にせがまれ、メールアドレスを交換した。そして、後日、その生徒と学外で個人的に会った。

メールアドレスは個人情報ですので、児童生徒と実習生の双方の個人情報の保護のためにも、児童生徒とこのようなやりとりしてはいけません。更に、

学外で個人的に会うという行為は、実習生としての関わりを大いに逸脱しており、大変な問題です。皆さんは、児童生徒と決して「対等」ではないのです。このような行為は「セクシャルハラスメント」の加害者とされてもおかしくないものです。

もし、児童生徒からこのような求めがあった場合は、指導教員の先生に相談し、指示を仰ぎましょう。

### 5.2 個人情報の扱いをめぐるトラブル

#### ケース1

実習の様子をFaceBookに掲載した。学校や児童の名前は書いていない。写真を掲載してはいるものの、自分の授業をする姿と、児童の後頭部がうつっているだけである。閲覧者は登録制にしているため、情報が拡散する危険性はないと判断した。

学校名や児童の名前が掲載されていなくとも、インターネット上（ブログ、ツイッター等も含む）に実習の情報を流すこと自体が大問題です。写真の扱いも、この写真なら大丈夫といったことではなく、掲載すること自体が問題なのです。

実際に、学校名が判別されないだろうと思われたインターネット上の情報から、実習先が割り出され、実習校や大学に「通報」されたケースがあります。また、そこで語られた実習の様子を、実習先の児童がたまたま読み、ショックを受けたといったこともありました。更に、FaceBookの閲覧者の制限も、実のところ機能していなかったこともあります。今、各学校は個人情報の保護に懸命に取り組んでいます。実習生個人で判断できるような事柄ではないのです。インターネット上に、教育実習にかかわる情報は、一切出してはいけません。

#### ケース2

自分が担当させていただいた授業で、生徒たちから回収したワークシートを、自宅に持ち帰った。そして実習終了後、そのワークシートを燃えるごみに出した。

まず、ワークシートを含め、学校で回収した児童生徒の個人的な資料を、自宅に持ち帰ることは厳禁です。更に、回収したものを捨てるといった行為は、言うまでもなく大問題です。いずれも個人情報の保護に大いに抵触しています。

実習生の個人的な判断で、回収したものを持ち帰

ったり、破棄したりしてはいけません。個人情報  
の保護を徹底しながら、次の授業に生かすための方法  
については、実習先の指導教員の指示を仰ぎましょ  
う。

### 5.3 教職員と実習生間のトラブル

#### ケース1

生徒や他の教職員の前で「実習生のくせに、これく  
らいわからないのか」と言われ、適切な指導助言を  
得られなかった。後日、職員室では「これだから埼  
玉大学の学生は嫌なんだ」と言われ、精神的にショ  
ックを受けた。

皆さんは実習生として、実習先の先生方から様々  
な指導をいただくこととなりますが、上記のような、  
厳しい言葉を投げかけられ、必要な指導を受けられ  
なかったといったことが報告されることがあります。  
その際、「ここまで言われるのは、自分のせいだ」と  
過度に自分を責め、落ち込む必要はありません。一  
生懸命、職務に従事することはもちろん大切ですが、  
不十分なところがあって当たり前であり、指導をい  
ただくべき立場、それが実習生なのです。

このような行為は、必要な指導を行わない「アカ  
デミックハラスメント」や、就労上の不適切な言動  
を意味する「パワーハラスメント」に相当します。  
皆さんは、ハラスメントの被害者になる可能性もあ  
るのです。

このような場合、ひとりで悩まずに、勇気を出し  
て、大学事務（電話：048-858-3144）や、ゼ  
ミの指導教員等に相談しましょう。一緒に対策を考  
えます。

#### ケース2

学校関係者から好意をもたれたようで、学内外で、  
つきまとわれている気がしていた。するとその後、  
デートに誘われた。

相手が学校関係者となると、断り方に大変困ると  
いった声がかかります。しかし、「お世話になっている  
先生だから…」と誘いを受ける必要は全くありま  
せん。

誘いを断りにくい状況が生まれていることから  
わかるように、これは明らかに「**セクシャルハラ  
スメント**」であり、皆さんは被害者になりうるとい  
うことです。

この場合も、やはりひとりで悩まずに、大学事務  
や、ゼミの指導教員等に相談してください。実習を

全うできるよう、一緒に対策を考えていきます。

### 5.4 養護実習・教育実習をきちんと全うす るために

ハラスメントは、被害者に対してかなりの精神的  
ダメージを与えます。皆さんは、ハラスメントの加  
害者にも、被害者にもなってしまう可能性があるこ  
とを、十分自覚しましょう。

まずは、自分の立場をわきまえて加害者にならな  
いための努力をすることが大切です。児童生徒に対  
しては、「先生」として適度な距離を保つことです。

もしハラスメントの被害にあってしまったら、そ  
の責任を自分ひとりで引き受けてはいけません。困  
ったことがあれば、即、大学に相談してください。

## Ⅱ 参観実習

### 1. 参観実習の意義

参観実習の意義は、学校現場における教育活動全般にわたって、児童生徒の能力や興味、関心などの個性に触れ、いかなる学校保健活動が展開されているか理解を深めることです。

附属小学校で実施する参観実習の目的は、養護教諭応用実習のための準備として、実習への意欲を高め、積極的な態度を形成することです。

また、児童生徒及び養護教諭、教職員の諸活動を観察して、自分が「養護教諭であったら」どのような保健室経営をしたらよいかという視点をもって取り組み、養護教諭応用実習への課題意識を明確にします。

### 2. 参観実習の視点

参観実習に臨んでは、次のような視点から授業や保健室での観察をすることが大切です。

#### (1) 参観授業での授業観察の視点

①学習指導の目標のために、どんな方法が用いられているか。その方法は、学習指導を達成する上で、どのように工夫されているか。

- 授業の組み立て方・進め方
- 実際の学習活動
- 学習活動の目標を達成するために準備された教材教具
- 板書の工夫
- 教師の話し方・言葉使い

②児童生徒一人ひとりへの支援や評価はどのようになされているか。

- 児童生徒に対する具体的な支援の仕方
- 評価の仕方

③児童生徒一人ひとりへの健康・安全面は、どのように配慮されているか。

- 教材教具の安全性と使用上の配慮
- 授業場所の環境整備、点検
- 健康観察

#### (2) 保健室での観察の視点

①保健室における児童生徒一人ひとりへの支援は、どのように行われているか。

- 救急処置
- 保健指導
- 健康相談

②保健室経営は、どのように行われているか。

- 児童生徒の健康実態
- 具体的な経営方針
- 保健室の設備と環境
- 関係者との連携 など

### 3. 参観にあたっての留意事項

参観実習には、次の点に留意して臨むようにしましょう。

- ①あらかじめ自分なりの課題意識をもって臨むこと。
- ②必要なことを記録しながら参観すること。そのための準備をしておく。
- ③授業の妨げになることはしない。授業中は、児童生徒へ話しかけることはしない。
- ④参観者どうしの私語は厳禁。
- ⑤貴重な機会を与えてもらったことに対する感謝の気持ちをもって臨む。

# Ⅲ 養 護 実 践

## 1. 養護実習（養護教諭応用実習）における研究協議会

養護教諭応用実習の研究協議会では多様な内容・方法による成果発表が可能です。

### 1.1 成果発表の内容

次に掲げるような養護教諭の職務の内容を参考にして、成果発表をしてください。

- ① 保健指導に関すること  
学級活動における集団を対象とする保健指導  
個人を対象とする保健指導など
- ② 保健管理に関すること  
救急処置、健康相談、健康診断、学校環境衛生、疾病予防など
- ③ 保健室経営に関すること  
保健室経営計画、学校保健情報の管理活用、掲示物・保健だよりなど
- ④ 保健組織活動に関すること  
学校保健委員会、児童生徒保管委員会活動、学校保健計画、保健指導年間計画など
- ⑤ その他の養護教諭の職務に関すること

### 1.2 成果発表の方法

成果発表の内容に応じて、次のような方法で、成果発表をしてください。

- ① 研究授業（指導案）
- ② 資料
- ③ パソコンを用いたプレゼンテーションなど

研究協議会では、担当指導者の指導を受けたのちに印刷をします。発表の前日までに教職員全員に配布します。

## 2. 研究協議会における発表の例

研究協議会での成果発表の内容は、実習校の教育課程や指導計画などに応じた実習計画と、それに沿った成果発表の内容となります。

以下に、平成28年度養護教諭応用実習における研究協議会での養護実践例を掲載しましたので、参考にしてください。

### 第3学年「健康な生活」

#### 1. 単元名 健康な生活

#### 2. 単元の目標

- (1) 健康な生活について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解することができるようにする。  
(知識)
- (2) 健康な生活について課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現できるようにする。  
(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 健康な生活について、関心をもち、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組もうとすることができるようにする。  
(学びに向かう力、人間性等)

#### 3. 単元について

ここでは、児童が自ら主体的に健康によい生活を送るための基礎として、健康の大切さを認識できるようにするとともに、毎日の生活に関心をもたせ、健康によい生活の仕方を理解できるようにする必要があります。そのため、日常の具体的な場面の中から「元気な様子の人（元気さん）」に注目し、毎日を元気に過ごすためにはどうしたらよいかを考えることから始める。そして、それらを主体の要因と環境の要因に分け、それぞれの要因について自分の生活に置き換えながら考え、自分の生活を見直すことを通して、健康によい1日の生活の仕方や、生活環境を整えるために自分でできることを実践する意欲をもつ。

特に、3年生は保健領域の学習に最初に出会う学年である。伸び伸びとした元気いっぱいの子供たちにとって、健康が、明るく元気な毎日の生活のためにかけがえのないものであることを実感でき、今後の学習につながるよう配慮するものとする。

#### 4. 単元計画

時間	第1時	第2時(本時)	第3時	第4時
	健康な生活とわたし	1日の生活の仕方	体の清潔	身の回りの環境
主な学習内容・学習活動	○心や体の調子がいけないなどの健康の状態は、主体の要因や身の回りの環境の要因が関わっていること。	○毎日を健康に過ごすには、1日の生活のリズムに合わせて運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活をする必要があること。	○毎日を健康に過ごすには、体の清潔を保つことなどが必要であること。	○毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要であること。
	1. 「元気さん」を探す。 2. 学習のねらいを知る。 3. 「元気さん」はどんな生活をしているのかを考え、その要因の仲間分けをする。 4. 「元気さん」になるための生活の仕方について考える。 5. 学習のまとめをする。	1. 前時の学習を振り返る。 2. 学習のねらいを知る。 3. 毎日の生活における運動の効果を予想する。 4. 毎日健康に過ごすには、運動以外にどんなことがあるかを考える。 5. 健康によい1日の生活を送るための運動、食事、休養・睡眠のとり方について考える。 6. 学習のまとめをする。	1. ぬれた脱脂綿で手をふいて、気付いたことを発表する。 2. 学習のねらいを知る。 3. 衣服について汚れの染め出し実験を観察し、気付いたことを発表する。 4. 汚れを放っておくとどうなるかを考える。 5. 学習のまとめをする。	1. 教室の明るさを変え、気付いたことを発表する。 2. 学習のねらいを知る。 3. 換気の実験を観察し、気付いたことを発表する。 4. 明るさや換気が体に及ぼす影響を考える。 5. 学習のまとめをする。

5. 展開例 (2/4時間)

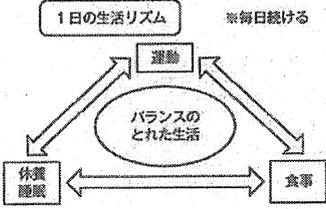
(1) 1日の生活の仕方

(2) 本時の目標

- ・健康によい生活を送ることについて、運動、食事、休養及び睡眠の必要性について言ったり書き出したりできるようにする。 (知識)
- ・運動、食事、休養及び睡眠などの学習したことを踏まえて、毎日のよりよい過ごし方を見付けることができるようにする。 (思考力、判断力、表現力等)
- ・1日の生活の仕方に関心をもち、健康によい生活について主体的に学習に取り組むことができるようにする。 (学びに向かう力、人間性等)

(3) 展開      : ねらい      : 学習内容      : 発問・指示など

時間	主な学習内容・学習活動	○指導上の留意点 ◆評価
導入 5分	<p>1. 前時の学習を振り返る。</p> <p>・みなさんは、今まで体育の時間や休み時間などに鬼ごっこをしましたね。鬼ごっこのような運動をしたとき体や気持ちはどうになりましたか。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓がドキドキする</li> <li>・疲れる</li> <li>・息が苦しくなる</li> <li>・呼吸が早くなる</li> <li>・汗が出る</li> <li>・楽しくなる</li> </ul>	<p>○運動に注目して考えさせる。</p> <p>けんこうによい生活にはどんなことが必要かについて振り返らせましょう。</p>  <p>○数名の児童を指名し、発言を板書する。</p>
展開 30分	<p>2. 学習のねらいを知る。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">けんこうによい1日の生活のしかたについて考えよう</p> <p>3. 毎日の生活における運動の効果を予想する。</p> <p>・毎日の生活の中で、運動するとどんなよいことがありますか。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体がじょうぶになる</li> <li>・運動が上手になる</li> <li>・体力がつく</li> <li>・元気になる</li> <li>・よく眠れる</li> <li>・おなかがすく (食欲が出る)</li> <li>・楽しくなる</li> </ul> <p>4. 毎日健康に過ごすには、運動以外にどんなことがあるかを考える。</p> <p>・健康に過ごすために運動のほかにどんなことがありますか。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <p>[食事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たくさん食べる</li> <li>・好き嫌いをなく食べる</li> <li>・朝ごはんをきちんと食べる</li> </ul>	<p>①体が丈夫 (体の健康)</p> <p>②気持ちが明るくなる (心の健康)</p> <p>③食事など生活上のこと</p> <p>①～③の3つの視点が2つ以上出てくるように促しましょう。</p>  <p>○数名の児童を指名し、発言を板書する。</p> <p>○①～③の3つの視点で板書を分ける。</p> <p>○運動以外の健康とつながる「食事・休養・睡眠」の具体例を挙げるよう促す。</p> <p>○出された意見を板書する。</p> <p>○運動、食事、休養及び睡眠をとることが必要であることを押さえる。</p>

<p>展開 30分</p>	<p>〔休養・睡眠〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜早くねる（早寝早起きをする）</li> <li>・たくさん寝る</li> </ul> <p>・健康の保持増進には、運動、食事、休養及び睡眠をとることが必要であること。</p> <p>5. 健康によい1日の生活を送るための運動、食事、休養・睡眠のとり方について考える。</p> <p>・健康によい1日を送っている「元気さん」の「1日の生活」を見て、よいところを見付けよう。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早寝早起きをしている</li> <li>・朝食を食べている</li> <li>・休み時間や放課後に運動をしている。</li> <li>・テレビやゲームの時間が短い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「元気さん」の健康な1日の生活の様子を掲示する。</li> <li>○グループになり、ブレインストーミングを通して、できるだけたくさんの意見が出るよう助言する。</li> <li>○グループで出た意見を短冊に書き黒板に「運動」「食事」「休養・睡眠」に分けて貼る。</li> <li>○「体の清潔」や「環境の要因」については、次時以降に詳しく取り扱うことを伝える。</li> </ul> 
<p>まとめ 10分</p>	<p>6. 学習のまとめをする。</p> <p>・健康に過ごすには毎日どんな1日にすればよいですか。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <p>運動、食事、休養・睡眠について、規則正しい1日の生活リズムをつくり、それを毎日続ける。</p> <p>健康の保持増進には、1日の生活の仕方が深く関わっており、1日の生活のリズムに合わせて、運動、食事、休養及び睡眠をとることが必要であること。</p> <p>・「元気さん」の1日の生活」と、自分の生活を比べて振り返ってみよう。</p> <p>〈予想される反応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休み時間や放課後などにも運動する。</li> <li>・好き嫌いなくたくさん食べる。</li> <li>・給食を残さず食べる。</li> <li>・テレビやゲームの時間を短くして早く寝る。</li> </ul> <p>自分の生活と運動、食事、休養及び睡眠について学習したことと比べたり関連付けたりして、1日の生活の仕方を整えるための方法を考えること。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークシートに自分（児童）の言葉で書くよう促す。</li> <li>○ワークシートに「運動」「食事」「休養・睡眠」の三つの言葉から考えるよう伝え、本時の目標につなげる。</li> <li>○数名の児童を指名し、発表させる。</li> <li>○これからの生活のしかたについても書くよう指示する。</li> </ul> <p>◆【思考・判断・表現】</p> <p>健康によい生活を送ることについて、運動、食事、休養・睡眠の視点からとらえ、毎日のよりよい過ごし方を見つけている。（ワークシート）</p>

(4) 資料等

**1日の生活の仕方**

健康によい1日の生活を送っている「元気さんの1日の生活」 3年 組 なまえ

運動 食事 体よう・すいめん

9:00 7:30 (朝) 15:00 (昼) (夜) (朝) (夜) 17:00 18:00 19:00 20:00 21:30

1. 元気さんのよいところを書いてみよう。

生活の全体から考えるといいかな？

2. 健康に過ごすには毎日どんな1日にすればよいですか。(※とめ)

3. 「元気さんの1日の生活」と、自分の生活をくらべてふりかえってみよう。(ふりかえり)

これから直さなければならぬこと・自分ができそうなことわしくかいてみよう。

<p><b>運動</b> について</p> <p>(1番ちがいはんごうに○をつけよう)</p> <p>1. しっかりやっている</p> <p>2. まあまあやっている</p> <p>3. あまりやっていない</p> <p>4. ぜんぜんやっていない</p>	<p><b>食事</b> について</p> <p>(1番ちがいはんごうに○をつけよう)</p> <p>1. 朝・昼・夜 食べている</p> <p>2. まあまあ食べている</p> <p>3. あまり食べてない</p> <p>4. ぜんぜん食べてない</p>	<p><b>「体よう・すいめん」</b> について</p> <p>(1番ちがいはんごうに○をつけよう)</p> <p>1. 十分休んでいる</p> <p>2. まあまあ休んでいる</p> <p>3. あまり休んでいない</p> <p>4. ぜんぜん休んでいない</p>
<p>・これから直さなければならぬこと</p> <p>・自分がもってできそうなこと</p> <p>くわしくかいてみよう</p>	<p>・これから直さなければならぬこと</p> <p>・自分がもってできそうなこと</p> <p>くわしくかいてみよう</p>	<p>・これから直さなければならぬこと</p> <p>・自分がもってできそうなこと</p> <p>くわしくかいてみよう</p>

自分は毎日どんな生活をしたいかな。これからのことを書いてみよう。

6. 他教科等との関連

(1) 特別活動との関連

本単元は、健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活を送ることについて課題を見付け、それらの解決を目指して基礎的な知識を習得したり、解決の方法を考え、それを表現したりできるようにすることがねらいである。本時の学習を踏まえて、特別活動においては、学級活動(2)「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」及び「エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と関連を図ることができる。例えば、運動・食事・休養及び睡眠の調和のとれた生活、手洗いや衣服などの清潔、明るさの調節や換気の仕方などについて、自分の生活の振り返りや対話等を通して見付けた課題を解決するために、改善しなければならないことを、具体的に実践できるように支援していくことが求められる。

(2) 総合的な学習の時間との関連

健康によい生活を送るためには、本単元で学んだことを継続して取り組んでいくことが必要である。例えば、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題として「健康」に焦点を当て、「毎日の健康な生活」を探求課題として設定し、具体的な学習内容としては、「健康な生活を送るためにできることを考えよう」や「これからの生活を健康に送るためのめあてを決めよう」等で、単元構成を考えることができる。

## 5. 第5学年「けがの防止」

### 1. 単元名「けがの防止」

### 2. 単元の目標

- (1) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付く、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解できるようにする。また、速やかなけがの手当の必要性について理解し、自分でできる簡単な手当ができるようにする。(知識及び技能)
- (2) けがの防止やけがの手当について、課題を見付けたり、解決の方法を考えたり、判断したりしたことを表現できるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) けがの防止やけがの手当について資料を調べたり、進んで課題解決に取り組もうとすることができるようになる。(学びに向かう力、人間性等)

### 3. 単元について

本単元は、けがの防止について交通事故や身の回りの生活の危険などを取り上げ、それらの課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止について理解するとともに、課題を解決するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現できること。また、自分でできる簡単なけがの手当ができることを目指している。

「けがの手当」は、けがの悪化を防ぐために、その種類や程度の状況をできるだけ速やかに把握して処置することや近くの大人に知らせることが大切であることを理解できるようにする。また、「すり傷」、「鼻出血」、「やけど」や「打撲」などを適宜取り上げ、実習を通して簡単なけがの手当ができるようにする。その際、子供にとって身近な場所でのけがについて取り上げたり、保健室にある実際のデータを用いたりすることで、より実践的に理解できる工夫を行っていく必要がある。

### 4. 単元計画

時間	第1時	第2時	第3時	第4時(本時)
	「けがの発生」	「交通事故によるけがの防止」	「身の回りの生活が原因となって起こるけがや犯罪被害の防止」	「けがの手当」
	○毎年多くの交通事故や水の事故が発生し、けがや死亡する人が少なくないこと、けがや事故は人の行動と環境が関わって発生していること。	○交通事故によるけがの防止には、周囲の危険に気付いて、的確な判断の下に安全に行動することが必要であること。	○学校生活の事故や犯罪被害の防止には周囲の危険に気付いて的確な判断の下に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。	○けがの状況をできるだけ速やかに把握して処置することと近くの大人に知らせることが大切であること ○自分でできる簡単なけがの手当をすること。
主な学習内容・学習活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身の回りで起こる事故について資料を基に現状を考える。</li> <li>2. 事故はどのようにして起こるのか、メカニズムを探る本時のねらいをつかむ。</li> <li>3. 事故やけがは人の行動と環境が原因で起こり、人の行動は心の状態や体の調子が関係していることについて、事例に当てはめて考える。</li> <li>4. 自分が体験したけがについて人の行動と環境から振り返り、再発防止策を話し合うことで、学習のまとめをする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故について資料を基に、隠れた危険を探す。</li> <li>2. なぜ事故がなくなるのか本時のねらいをつかむ。</li> <li>3. 様々な安全施設や一時停止などの規則がなぜあるのかについて事例や自動車の特性からその理由や役割について考える。</li> <li>4. 交通事故に関わるヒヤリ体験について振り返り、再発防止策を話し合うことで、学習のまとめをする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校や地域の隠れた危険について資料を基に現状を知る。</li> <li>2. 事故や犯罪から身を守るにはどうしたらよいか本時のねらいをつかむ。</li> <li>3. 事故や犯罪の起こりそうな場所の原因や解決方法を考え、事故や犯罪を防止するための方策について話し合う。</li> <li>4. 自分自身が事故に遭わないために実行できる行動を選択することで学習のまとめをする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大きなけがが起きたときの対処について確かめる。</li> <li>2. 正しい手当を行うことの必要性を考えるとともに、本時のねらいをつかむ。</li> <li>3. 軽いけがをしたときの自分でできる簡単な手当について実習を行う。</li> <li>4. 実習したけがの手当を基に他のけがが起きた時の対処に当てはめることで、学習のまとめをする。</li> </ol>

5. 展開例 (4 / 4 時間)

(1) けがの手当

(2) 本時の目標

- ・ けがの手当は速やかに状況を把握し、大人に知らせることや適切な処置を正しく行うことの必要性について理解するとともに、簡単な手当を自分でできるようにする。 (知識及び技能)
- ・ けがや症状の悪化の防止のために考えた方法がなぜ適切であるか、説明することができるようにする。 (思考力、判断力、表現力等)
- ・ けがの手当について、進んで課題解決に取り組むことができるようにする。 (学びに向かう力、人間性等)

(3) 展開    : ねらい    : 学習内容    : 発問・指示など

時間	主な学習内容・学習活動	○指導上の留意点 ◆評価
導入 5分	<p>1. 大きなけがが起きたときの対処について確かめる</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">けが人が出た時、どうしますか。</p> <p>&lt;予想される反応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すぐに先生に知らせる。</li> <li>・ 保健室に連れて行く。</li> <li>・ 手当のやり方を教える。</li> </ul> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">・ けがの悪化を防ぐ対処として、けがの種類や程度などの状況をできるだけ速やかに把握して近くの大人に知らせること。</p> <p>2. 正しい手当を行うことの必要性を考えるとともに、本時のねらいをつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クイズに参加し、誤った対処とその理由について知る。</li> </ul> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">・ けがの悪化を防ぐ対処として、けがの種類や程度などの状況をできるだけ速やかに把握して処置すること。</p>	<p>○大きなけがの場合は、周りの状況を確認し、近くの大人に知らせる必要があることを確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>導入を工夫し、けがの手当について興味をもたせるとともに、児童が知っているけがの手当が本当に正しいか投げかけ、児童の関心を引き出します。</p>  </div> <p>○けがの正しい手当の必要性を考えると、クイズ形式で提示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 出血を放置した。(出血多量) ② 汚れた手で傷に触れた。(化膿) ③ 温めた。(腫れた、痛みが増した)</p> </div> <p>○誤った対処が、けがを悪化させたり、治りを遅くしたりしてしまうことを伝える。</p> <p>○学習課題を提示し、本時のねらいを押さえる。</p>
けがの正しい対しの仕方を知り、簡単なけがの手当ができるようになるう		
展開 30分	<p>3. 軽いけがをしたときの自分でできる簡単な手当について実習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鼻出血の正しい手当を知る。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 小鼻をつまんで安静にする。 ② 冷たいタオルなどで鼻を冷やす。 ③ あごを引いて下を向く。</p> </div> <p>・ けがの正しい手当のポイントとその理由や効果を知る。</p>	<p>○鼻出血に対する正しい対処の仕方について、一斉指導で確かめながら、けがの対処の基本(右図)を教える。その際、「なぜその処置が必要なのか」導入で扱ったクイズを基に理由を押さえる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>自分でできる簡単な手当</p> <p>傷口は清潔に 出血は押える はれたら冷やす</p> </div>

・自らできるけがの簡単な手当には、傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの方法があること。

「傷口を清潔にする」

→細菌を体内に入れない

「出血を圧迫して止める」

→出血は減らす 衛生を保つ

「患部を冷やす」

→血流の低下、痛みの軽減等

・「速やかに正しい手当を行う」ことを課題に、グループ毎に以下の簡単なけがの手当を実習する。

・カードにある、いろいろなけがが起こったときに、身近なものを使ってどんな手当ができるかな。

☆進め方☆

- ① 3・4人でグループを作り、グループごとにすり傷、打撲、やけどの手当に取り組む。
- ② 一人がけがをした部位のカードを引き、自分で手当を行う。残りの児童は正しく手当できているか伝える。

- ① 状況に合った手当であるか
- ② 清潔に行えているか
- ③ 速やかに行えているか
- ④ 工夫しているか

- ③ 全員が取り組んだら、次のけがの手当に取り組む。

・すり傷、鼻出血、やけどや打撲などを適宜取り上げ実習を通して、傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの自らできる簡単な手当ができるようにする。



○児童が身近な問題として捉えることができるように、保健室の来室記録を活用する。

○すり傷・打撲は学校で起こるけがの上位であること、やけどは学校や家庭で身近なけがであることを押さえ、動機付けを強める。

○理科室や家庭科室など水道のある教室で行う。

○グループごとに生活で身近にある「保冷剤」や「氷」を用意する（その他実態に応じて準備してよいが、あまり増やさない）。

○けが毎に状況やけがの部位を想定したカードを4枚程度（グループの人数分）用意する。

○見ている児童には、評価の観点（左図）を教師が示し、手当が妥当であるかどうか相互評価するように指導する。

◆【知識・技能】

けがの状況を速やかに把握して正しい手当を行う必要性を理解するとともに、自分でできる簡単な手当を行っている。（観察）

巡視しながら、実習中の児童の発言や課題などを記録しておき、その場やまとめて取り上げるとよりよい指導と評価ができます。



○工夫している手当については適宜取り上げ、全体で共有する。

○ワークシートへの記入によって知識・技能の定着を確かめ、必要に応じて指導する。

まとめ 10分

4. 実習したけがの手当を基に他のけがが起きたときの対処に当てはめることで、学習のまとめをする。

- ワークシートに取り組み、実習を通して学んだ手当を速やかに行うためのポイントやその理由をワークシートに記入する。

・実習で分かったことを踏まえて、正しい手当とその理由を考えてみよう。

・他のけがの手当の仕方について、今日の学習を基にして当てはめて考える。

・けがや症状の悪化の防止のために考えたり、選んだりした方法がなぜ適切であるか、理由をあげて学習カードなどに書いたり、仲間に説明したりすること。

◆【思考・判断・表現】

けがの手当の正しい行い方についてその理由を適切に書き出している。(ワークシート)

ワークシートの記述から本時で学習した簡単なけがの手当が正しい知識に基づいて取り組んでいたのかを確認します。

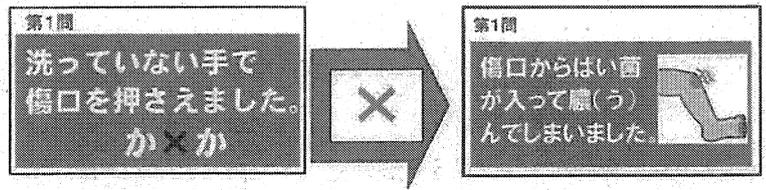


○けがの手当のポイントは、他のけがにも当てはまることを確認する。

○単元のまとめとして、けがや事故を起こさないために日頃から予測する習慣や環境を整える習慣をみんなで身に付けていくよう話す。

(4) 資料等

① 導入場面でのプレゼンテーションソフトによる〇×クイズ (例)



② 学校のけがの状況ランキング

平成30年度(4月～12月)  
〇〇小学校の多いけがランキング(種類)

順位	けがの種類	件数(件)
第1位		279
第2位	打ぼく	124
第3位	ねんざ	48
第4位	つき指	17
第5位	切り傷	16

③ 実習場面の相互評価のチェックシート

- けがに合った手当だった
- 傷口を清けつにできた
- 速やかに取り組めた
- 工夫して手当てができた

④ 実習場面での配付物 (例)

<b>すり傷 A</b>	<b>すり傷 B</b>
自転車で携帯電話を いじりながら走行中、 バランスをくずし、 左ひじを柱にこすった。	鬼ごっこで転んで 左手を着いたが、 左の手の平がすり 傷で砂まみれだった。
<b>打ぼく A</b>	<b>打ぼく B</b>
ハードル走でハー ドルを走りこすと きに左ひざを思い きりぶつけて、はれた。	雑巾がけて立つ たら、黒板のへり に頭の上を強く ぶつけた。こぶができた。
<b>やけど A</b>	<b>やけど B</b>
理科の実験中熱した ピーカーにそでが 当たって倒れて熱湯 が左手にかかりやけどした。	夕食作りを手伝って いたら、左手で熱い なべをさわってやけど した。左手が赤くなっていた。

⑤ まとめの場面でのワークシート

けがの防止ワークシート 5年( )組名前  
( )

1 次のけがの手当て正しい方法はどれですか。点と点を結び、( )には合う言葉を考えて入れましょう。また、その理由も点と点を結びましょう

鼻出血	すり傷	打ぼく	やけど
-----	-----	-----	-----

流水で洗い流す など、傷口を ( )	痛みやはれの ある場所を ( )	出血している 場所を ( )
--------------------------	------------------------	----------------------

治りを( ) するため、痛み を( )ため	( )がたくさ ん流れると死ん でしまうため	( )を体の中 に入れないため
-----------------------------	------------------------------	--------------------

6. 他教科等との関連

(1) 特別活動との関連

本時の学習を踏まえて、学級活動(2)「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」において、安全に関する指導を行う。例えば、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられる。他にも、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

また、学校行事において、交通安全教室や防犯(セーフティ)教室や、児童会活動としての保健委員会の活動なども併せて関連付けることで、より一層の効果が期待できる。

(2) 総合的な学習の時間との関連

本単元の学習を発展させて、地域でフィールドワークを行い「地域安全マップ」を作成する活動等が考えられる。保健で身に付けた知識を地域の様々な場所に当てはめ、隠れた危険を見付ける活動は、学習内容をより確実に身に付けることにつながる。また、安全に関わってインタビューしたことを新聞にまとめ、地域に配布するなどの活動も効果的である。

## 特別活動（学級活動、児童会活動）

### 1. 学級活動

#### 1. 題材 第2学年「せいけつな体」（学級活動（2）ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成）

#### 2. 題材について

##### （1）学習指導要領及び解説の位置付け

###### ○学級活動における位置付け

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。【第2－〔学級活動〕2－（2）ウ】

###### ○育成を目指す態度として

- ・自分の生活上の課題の解決方法について考えることができる。
- ・正しい方法や自分に合った解決方法を話し合いを生かして決めることができる。
- ・自ら目標を立てて努力し、主体的に取り組むことができる。

##### （2）題材設定の理由

2年生になると、学校生活にも慣れ、見通しをもって学校生活を送ることができるようになる。教師に声をかけられなくとも、運動後や給食前には手を洗ったり、うがいをしたりする姿が見られる。一方で、手を水で濡らすだけなど形式的な行動にとどまったり、ハンカチを忘れて手がぬれたままになったり、意識して体を清潔に保とうとするまでには至っていない。この題材は、学級活動（2）「ウ心身ともに健康で安全な生活態度の形成」として年間計画に位置付けられているものである。入浴、手洗い、うがい、歯磨きなど、体を清潔にするために行っている生活行動を通して、自分の生活を振り返り、実践化していくことができるようにする。養護教諭と連携を図り、発達の段階に合った専門的な内容を分かりやすく説明してもらったり、解決方法について補足説明をしたりしてもらうことで、児童の意欲を高めることができるようにする。本題材を通して、体を清潔にする事のよさを実感し、実生活に生かせるようにしていきたい。

##### （3）本題材の指導

事前の指導では、体を清潔にすることに関わるアンケートをとり、アンケート結果を教室内に掲示したり、結果を見て気付いたことを簡単に交流したりして、本時の課題への意識を高め、清潔な体に関心をもって取り組めるようにする。

本時では、自分の生活で課題となっている生活行動について意識できるように、養護教諭と連携を図りながら、以下の4つの指導過程で段階的に指導する。

【つかむ】 アンケートの結果を基に清潔な体のための自分の課題をつかむ。

【さぐる】 体を清潔にできない原因を整理し、解決に向けての方向性を明確にし、改善の必要性を実感する。

【見つける】 体を清潔にするための具体的な方法や工夫について話し合い、解決方法を見付ける。

【決める】 入浴、手洗い、うがい、歯磨きの中から自分の課題に合った解決方法を選び、個人目標について意思決定する。

事後の指導では、意思決定したことの実践と振り返りを行う。児童が目標実現に向けて取り組む姿を認め、励まし、成果を上げることができるよう指導する。さらに、授業の内容と児童の様子を学級通信等で伝え、家庭でも取り組めるようにする。

### 3. 第1学年及び第2学年の評価規準 (例)

よりよい生活や人間関係を築くための知識・技能	集団の一員としての話し合い活動や実践活動を通じた思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解するとともに、そのために必要な知識や行動の仕方を身に付けている。	自己の生活上の課題について話し合い、他者の意見を参考にして、自分に合った解決方法を意思決定し、実践している。	自己の生活をよりよくするために、他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて、粘り強く取り組もうとしている。

### 4. 事前の指導

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
アンケートを記入する。	手洗いやうがい、入浴、歯磨きによって体が清潔になっていることを知り、もっと清潔にできる工夫について考えるよう知らせる。	アンケートを記入し、これまでの体を生活にしている方法などについて考えることができる。 (思考・判断・表現) 【アンケート】
アンケート結果を知り、学級や自分の課題を見付ける。	アンケート結果を表にまとめて掲示し、学級としての実態をつかませる。手洗いやうがい、入浴、歯磨きから、自分の問題について考えさせる。	

### 5. 本時のねらい

○話し合ったことや友達の発表を踏まえ、健康を保つために体を清潔にすることができるようにする。

### 6. 本時の展開

時間	学習活動	○指導上の留意点 ◆評価
導入 つかむ 5分	1. 手洗いやうがい、歯磨き、入浴など自分たちの日常の様子を振り返り、気づいたことを発表する。【つかむ】 (予想される反応) ・手を石けんで洗わない人が多いな。わたしもつい面倒で石けんを使わないで終わりにしてしまうな。	○実態調査のアンケート結果の中から特に課題となる内容を絞って提示する。 ○「衣服で手を拭くと、どうなるか」「手で水を受けて、うがいをするとどうなるか」など、日常の様子を発言させる。 ○アンケート結果から個人への批判につながらないように、十分留意する。  アンケート結果を基に「なんとかしなくちゃ。」と自分ごととして今回の課題を考えられるように促します。 
めあて からだをせいけつにするとき大切なことを考え、自分が気をつけることをきめよう。		
展開 ①さぐる 10分	2. 体を清潔にすることは大切なのに、清潔にできないことがあるのはどうしてか考える。【さぐる】 (予想される反応) ・時間がないから ・わすれてしまうから。 ・少しぐらいいいかなと思うから ・汚れに気付いていない。	○児童の実態や季節(風邪が流行る時期など)によって内容を重点化し、扱う活動を手洗い・うがい等に限定してもよい。 ○原因を明らかにし、解決に向けての方向性をはっきりできるように「分かっているけどできないのはなぜか」を考えられるようにする。 ○養護教諭に体を清潔にする工夫について話してもらおう。 ○手や首などウエットティッシュで実際に拭き、気付きにくい所の体の汚れや、洗っているつもりでも汚れが残っていることがあることが分かるようにする。  児童の意見で「時間がないから」で終わらせずに「なぜ時間がないのかな。」と聞くようにします。 



資料2 養護教諭が提示するイラスト資料と説明の例

いつ歯みがきをするといいな？どんなことに気をつけて歯を磨くとよいな？

ガラガラうがいの前に、ブクブクうがいもするといいですね。のども口の中もきれいにしよう。

手洗いの時は石けんを使って洗い、しっかりハンカチでふこう。つめや手首なども忘れないように洗おう。

汗やあかのたまりやすい場所はどこかな？体を洗うときに気を付けよう。

資料3 本時板書計画

11 / 20 せいけつな体

めあて からだをせいけつにするときに大切なことを考え、自分が気をつけることをきめよう

<p><b>つかむ</b></p> <p>2年〇組アンケート結果</p> <p>1. 外であそんだあと、手をあらいますか。</p> <p>2. 外であそんだあと、うがいをしますか。</p> <p>3. たべたあと、ていねいにはみがきをしますか。</p>	<p>4. おふろに入ったら、どこをよくあらいますか。</p> <p>1い あたま 25人</p> <p>2い あし 21人</p> <p>3い せなか 20人</p> <p>4い うで、おなか あしのうち 19人</p> <p>5い わき 17人</p> <p>6い かお 13人</p> <p>7い 耳のうしろ 12人</p>
--	---

・いつも手あらいをしている人は、5人しかいない。

・いつもうがいをしている人は、4人しかいない。

・ていねいにはみがきをしている人は、12人で、学びゆうの半分より少ない。

・耳のうしろがあらえていない。

・これでは、だめだとおもう。

・なぜできないのかなとおもう。

**さぐる**

大切なのに、せいけつにできない時があるのはどうして？

○やるのがいやなときがある。

○めんどうくさいなおもうとさがあるから。

○時間がないから

○わすれてしまうから。

○いしきしていないから。

○少しぐらいならいいかなとおもうから。

じっさいに手やつくえをふいてみよう…

○よこれに気がついていないことがある。

**見つける**

からだをせいけつにするほうほうを見つけてよう

○手あらいの時は、ゆびの間、手くびまでていねいにあらう。

○のどのおくまでうがいをする。

○せいけつなハンカチをよういして、手をしっかりふく。

○おふろでわき、ひざの後ろ、耳の後ろまでていねいにあらう。

○はのおく、うらまでしっかりはみがきをする。

**きめる**

これからがんばること

- ・外からかえってきたら、石けんで手くびまでしっかり手をあらう。
- ・ブクブクうがい、がらがらうがいどちらもしっかりする。
- ・時間がなくても、食べたらはみがきをする。
- ・おふろに早めに入るようにして、わき、ひざの後ろ、耳の後ろまでていねいにあらう。

※「できていない人がいる」と人ごとになったり、「〇〇さんもやっていない」など、個人を責めるような発言にならないように留意し、「自分もそういうときがある」ことを意識できるようにします。

資料4 事後 実践カード ※実践して終わりにならないように、学級活動ノートなどに貼るとよい。

「せいけつなからだ」 がんばりカード 2年 組 ( )

① 自分がきめた日ひょう

がんばることを○でかこもう ( 手あらい うがい はみがき おふろ ) どんなことに気をつけてがんばりますか? ( どんなふう? いつ? )  (れい) 石けんをつけて、ゆびのあいだ、てくびまでいはいにあらいます。
---

② 自分のこうどうをふりかえろう

	△○◎	ふりかえり (自分の日ひょうができたかな?)
月 日 (月)		
月 日 (火)		
月 日 (水)		
月 日 (木)		
月 日 (金)		

③ 一しゅうかんをふりかえて、がんばったことや、よくなってきたことをかきましょう。

(おうちの人から)

8. より効果的な実践のために

本題材は児童の家庭生活との関係が強いと考えられる。例えば、風呂の入り方など各家庭によって様々であるなど、家庭の状況も様々であることから、児童の背景にある点に十分留意する必要がある。また、実践する場面が家庭に広がるため、懇談会や学級だよりを通して授業のねらいや内容を保護者にも伝え、協力を依頼するなどして家庭と連携し、日常生活での実践化を図る。

体を清潔にする方法のポイントについては、養護教諭と連携を図り、発達の段階に即して、専門的な内容の重点化を図って指導してもらうようにするなど、系統性に留意する。特に解決方法の話し合いにおいては、養護教諭に子供たちが考えた解決方法のよさを認めてもらったり、子供たちが気付かない解決方法を助言してもらったりするようにし、意思決定の際にも、一人一人の課題に合った解決方法となるようにすることが大切である。また、事後の個別指導については、養護教諭の協力により、効果が期待される。

事後の指導では、「体を清潔にすることは大切だ。これからも清潔に気を付けて生活しよう。」と感じられるようにすることが重要である。そのためには、実践カードを掲示し、実践の様子を確認し合ったり、努力や成果の足跡を残したりすることで、互いに認め合い、励まし合えるように工夫していく。できていないことを批判したり、よくできることを競争させたりすることは避けるようにする。教師が児童のわずかな変容を認めていくという見方を大切にするすることで、児童の実践意欲の向上や継続につながる。また、家庭での実践については、実践カードに「家庭からのコメント欄」をつくるなどして、家庭でのがんばりをみとめてもらったり、保護者への啓発を図ったりすることができるようにする。

9. 体育科保健領域との関連

2年生で体を清潔にする態度を養う学習や個人目標による実践を基にして、3年生の保健の学習「健康な生活」では、家庭や学校における毎日の生活にさらに関心をもたせたい。体を清潔にすることだけでなく、健康によい生活を続けることについての課題を見付け、それらの解決を目指して基礎的な知識を習得したり、解決の方法を考え、それを表現したりできるようにしたい。

【資料】埼玉県教育委員会：平成31年度（2019年度）学校健康教育必修、埼玉県教育委員会、2019年より掲載  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kennkoukyouikuhikkei.html>

1 実践事例1 <保健教育>

中学校

保健体育科（保健分野）学習指導案

年 月 日（ ）第5時限 体育館1階  
 第3学年2組 男子20名 女子17名  
 指導者 (T1) 教諭  
 (T2) 養護教諭

1 単元名 「健康な生活と疾病の予防」 Ⅰ 感染症の予防

2 単元について

小学校では、健康の大切さや健康によい生活、病気の起こり方や予防などについて学習していることを受け、本単元では、人間の健康は主体と環境がかかり合って成り立つこと、健康を保持増進し、疾病を予防するためにはそれにかかわる要因に対する適切な対策があることについて理解できるようにする。また人間の健康は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に合わせた食事、適切な運動、休養及び睡眠生活を続けることが必要であることを理解できるようにする。さらに健康の保持増進や疾病の予防には人々の健康を支える社会的な取組が有効であり、地域における健康増進、疾病の予防のための地域の保健活動が行われていることを理解できるようにする。

3 生徒の実態（省略）

4 教師の指導観

本単元の感染症の予防については、事例を通して疾病概念や感染経路について理解し、学習したことを整理したり、個人の生活と関連付けたりして自他の課題を発見させていく。感染症を予防するには発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であることを理解させ、習得した知識を自他の生活に適用したり、役立てたりして、健康の保持増進を図る方法を選択させる。本単元に関わるアンケートで得られた結果を基に、エイズや性感染症への関心の低さや規範意識の薄さが、感染の低年齢化や増加に繋がってしまうことを理解させる。そして正しい知識を持つことや、予防方法を身に付ける必要性についても理解させる。ここでは習得した知識を自他の生活に適用したり、応用したりして感染するリスクを軽減し、健康の保持増進をする方法について話し合わせ、そこで話し合ったことを、筋道を立てて伝え合い思考力・判断力・表現力の育成を図りたい。これらの学習を通して、現在及び将来の生活で課題に直面した場合に、適切な判断の基に行動できる力を身に付けさせていく。

5 単元の目標

- (1) 健康な生活と疾病の予防について関心をもち、学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。 【関心・意欲・態度】
- (2) 健康な生活と疾病の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え判断し、それを表すことができるようにする。 【思考・判断】
- (3) 健康な生活と疾病の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活との関わりを理解できるようにする。 【知識・理解】

6 評価規準

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心・意欲・態度	健康な生活と疾病の予防について関心をもち、学習活動に意欲的に取り組もうとしている。	① 感染症の予防について、資料を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 ② エイズ及び性感染症の予防について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。
思考・判断	健康な生活と疾病の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表している。	① 感染症の予防について、学習したことや資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明している。 ② エイズ及び性感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活と比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識・理解	健康な生活と疾病の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活との関わりを理解している。	① 感染症は、病原体が身体に侵入して発病することや、発病には自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していることについて、書き出している。 ② 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であることについて、言ったり、書き出したりしている。 ③ エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法を身につける必要があることについて理解したことを、言ったり書き出したりしている。

7 単元の指導と評価計画（4時間）本時はO印

時	ねらい・学習活動	見・聴	思・判	知・理	評価方法
1	<p>【感染症】</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防について、資料を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組むことができる。</li> <li>・感染症は、病原体が身体に侵入して発病することや、発病には自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していることについて、書き出すことができる。</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：本時のねらいを確認する。</li> <li>2：感染症は、病原体の感染によって起こる病気であることについて知る。</li> <li>3：感染症の発生要因について、事例をもとにグループで考える。</li> <li>4：感染症の発生要因には、自然環境、社会環境、主体の状況が相互に関係していることを確認する。</li> <li>5：本時のまとめと次時の見通しをもつ。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;指導すべき内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症は、病原体が環境を通じて主体へ感染することで起こる疾病であること</li> <li>・発病には、自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していること</li> </ul> </div>	①		①	観察・ワークシート 観察・ワークシート
2	<p>【感染症とその予防】</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防について、学習したことや資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明することができる。</li> <li>・感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であることについて、言ったり、書き出したりすることができる。</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：前時の復習と本時のねらいを確認する。</li> <li>2：病原体から体を守る仕組みについて知る。</li> <li>3：感染症を予防する方法についてグループで考え、まとめる。</li> <li>4：グループでまとめたことを発表する。</li> <li>5：新興感染症や再興感染症の発生や流行について知る。</li> <li>6：本時のまとめと次時の見通しをもつ。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;指導すべき内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であること</li> </ul> </div>		①	②	観察・ワークシート 観察・ワークシート
3	<p>【エイズ及び性感染症】</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法を身に付ける必要があることについて理解したことを、言ったり書き出したりすることができる。</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：前時の復習と本時のねらいを確認する。</li> <li>2：エイズ及び性感染症の現状や疾病概念について知る。</li> <li>3：エイズ及び性感染症の感染経路についてまとめる。</li> <li>4：本時のまとめと次時の見通しをもつ。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;指導すべき内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ及び性感染症が増加傾向にあること</li> <li>・エイズ及び性感染症の疾病概念と感染経路について</li> <li>・エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルスであること</li> <li>・エイズの感染経路は主に性的接触であること</li> </ul> </div>			③	観察・ワークシート

④	<p>【エイズ及び性感染症とその予防】</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ及び性感染症の予防について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組むことができる。</li> <li>エイズ及び性感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活と比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前時の復習をする。</li> <li>感染者の低年齢化について触れ、エイズ及び性感染症の予防方法を身に付けること必要性について理解する。</li> <li>本時のねらいを確認する。</li> <li>グループ活動Ⅰで予防方法について考える。</li> <li>グループ活動Ⅱで予防方法についての考えをまとめ発表する。</li> <li>20代の自分にむけてメッセージを考える。</li> <li>啓発資料や検査や施設を実施している施設について知る。</li> <li>本時及び本単元のまとめ</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;指導すべき内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ及び性感染症の予防方法を身に付ける必要があること</li> <li>エイズ及び性感染症の感染者が低年齢化し、社会問題となっていること</li> <li>エイズ及び性感染症を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であること</li> </ul> </div>	②	②	観察	観察・ワークシート
---	---	---	---	----	-----------

8 本時の学習と指導 (4/4)

(1) ねらい

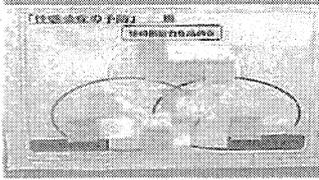
- エイズ及び性感染症の予防について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組むことができる。 【関心・意欲・態度】
- エイズ及び性感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活と比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。 【思考・判断】

(2) 資料及び準備するもの

プロジェクター、スクリーン、パソコン、グループ用ワークシート（模造紙）、付箋（4色）、個人用ワークシート、グループ活動用資料、タイマー、マジックペン、

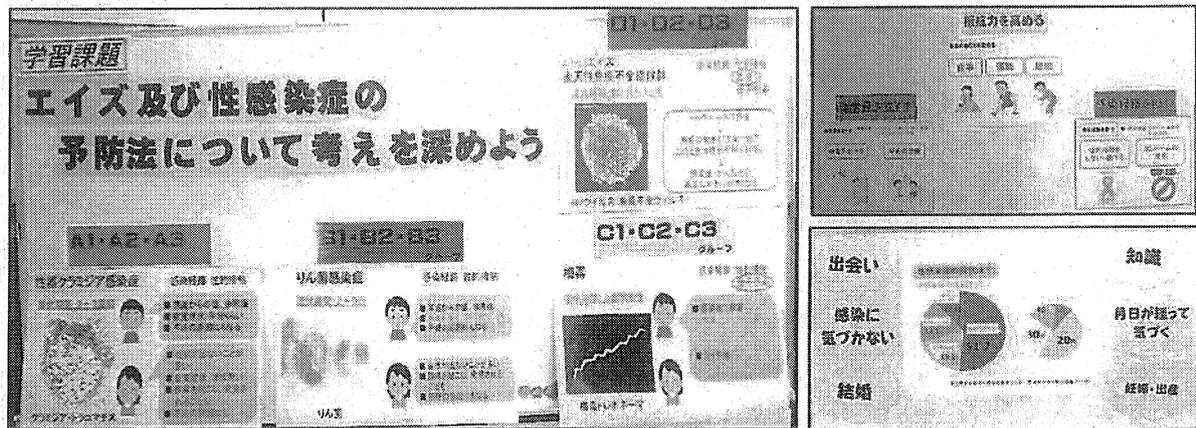
(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点及び評価（指導○ 評価◆）
導入 1 0 分	<p>1 前時の復習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、感染者数が増加傾向にあることを復習する。</li> </ul>	<p>○前時までの性感染症やエイズの疾病概念や感染経路、感染者数の増加傾向について、スライドで確認させる。(T1)</p>
	<p>2 主な性感染症の感染状況のグラフや年代別感染者数のグラフから考える</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q1:20代や30代の感染者が多いのはなぜだろう？</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>主な性感染症の感染状況のグラフを見て</li> <li>年代別感染者数のグラフを見て、20代～30代の感染者数の多さに触れる。</li> <li>正しい知識や予防方法を身に付ける必要があることを理解する。</li> </ul> <p>3 本時のねらいと学習内容の確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>エイズ及び性感染症の予防方法について考えを深めよう</p> </div>	<p>○主な性感染症の感染状況のグラフを見て、それぞれの感染の多さについて説明する。(T1)</p> <p>○最も多い性器クラミジア感染症について取り上げ、年代別感染者数のグラフを用いて、20代～30代の感染者の多さやについて説明する。(T1)</p> <p>○性感染症の感染者の中に10代がゼロでないことにも触れる。(T1)</p> <p>○Q1の発問をする。(T1)</p> <p>○感染していることに気づかない場合や、感染していても月日が経過してから発症した場合について押さえ、正しい予防方法を身に付けることの必要性について伝える。(T1)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本時のねらいと学習内容を確認し、授業の見通しをもつ。</li> </ul>	<p>○本時のねらいを書いた紙を白板に掲示する。(T1)</p> <p>○本時のねらいと学習内容を説明し、授業の見通しをもたせる。(T1)</p>

展 開 3 5 分	<p>4 グループ活動Ⅰ (予防方法・対策行動を検討)</p> <p>＜グループ活動の進め方＞ ①4人グループの中であらかじめ、ABCDに分かれる。 ②同じアルファベットでグループをつくる。 ③それぞれのグループが担当となったテーマについて考え、出された解決方法を各自の付箋に書いていく。</p> <p>＜話し合いのテーマ＞ A：性器クラミジア感染症の予防法や対策行動 B：りん菌感染症の予防法や対策行動 C：梅毒の予防法や対策行動 D：エイズの予防法や対策行動</p> <p>Q2:感染を防ぐためには、どんな予防方法・行動が大切になってくるだろうか？それぞれの感染経路や症状をヒントにして考えよう。</p> <p>＜予想される生徒の意見＞ ○性的接触をしない      ○病院に行く ○抵抗力をつける      ○検査をする</p> <p>5 グループ活動Ⅱ (KJ法で整理及び発表)</p> <p>＜グループ活動の進め方＞ ①自分で書いた付箋をもって、最初の4人グループに戻る。 ②グループ活動Ⅰで挙げた意見を、現在の4人グループで見比べ、整理する。 ③さらに教師からのQ3の問いについて考える。</p> <p>Q3:普通の生活の中で、自分たちが今からでも気をつけられることには、何があるだろうか？</p> <p>＜予想される生徒の意見＞ ○清潔にする      ○体調管理をしっかりする ○早く寝る      ○抵抗力を高める</p> <p>・発表にむけて役割分担をする。</p>  <p>・グループごとに、まとめた意見を発表する。 ・性感染症の予防方法や対策行動について学ぶ。</p>	<p>○グループ活動の手順について説明する。(T1) ○素早くグループが集まれるように、各グループの集合場所を提示する。(T1) ○Q2の発問をする。(T1) ○担当した病気の予防方法や対策行動を、グループごとに集まって考えるよう指示を出す。(T1) ○活動時間を示し、たくさんの意見を出すよう促す。(T1) ○机間指導で生徒の考えを引き出す。(T1、T2)</p>  <p>◆エイズ及び性感染症の予防について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 【関心・意欲・態度②】</p> <p>＜努力を要すると判断される状況(C)の生徒への指導の手当て＞ ・資料を提示し、病原体の特徴に注目させ、適宜ヒントを与える。</p> <p>○最初の4人グループに戻るよう指示を出す。(T1) ○感染症を予防するために大切な3つの対策とは、何があったか問いかけ、思い出させる。(T1) ・3つの対策…感染源についての対策 感染経路についての対策 体の抵抗力についての対策 ○活動Ⅰのグループで出た意見が書いてある付箋を4人で見比べ、3つ対策に分けるよう指示を出す。(T1) ○机間指導を行い、生徒の活動の進行を把握する。(T1,T2)</p> <p>○Q3の発問をする。(T1) ○Q3の発問から、自分達が今からでもできる対策行動についてグループで相談しながら考えさせる。(T1)</p>  <p>○発表に向けて役割分担をさせる。(T1)</p> <p>・用紙を持つ人(1人) ・挙げられた予防方法を発表する人(2人) ・10代でもできる対策を発表する人(1人)</p> <p>○グループごとに予防方法と内容を発表させる。(T1) ○発表者の方に体・顔を向けるよう指示を出す。(T1,T2) ○性感染症の3つの対策について、具体的な予防方法や対策行動について説明する。(T2) ○主体の要因を良好な状態に保つことの大切さに気づかせる。(T2)</p>
-----------------------	---	--

展 開  3 5 分	<p>6 20代の自分へメッセージを送る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの学習をもとに、20代の自分へのメッセージを考える。</li> </ul> <p>&lt;予想される生徒の意見&gt;</p> <p>○検査に行くんだよ    ○気をつけて</p> <p>○誰かに相談した方がいいよ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>発表者の内容を聞く。</li> </ul>	<p>○これまでの学習をもとに20代の自分へのメッセージを考え、学習カードに記入するよう指示を出す。(T1)</p> <p>○ただ単に「気をつけて」というアドバイスではなく、症状などに触れながら具体的な内容となるよう声かけをする。(T1・T2)</p> <p>◆エイズ及び性感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活と比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。【思考・判断②】</p> <p>&lt;努力を要すると判断される状況(C)の生徒への指導の手当て&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症での学習を思い出させ、性感染症の症状などをヒントに対策行動を考えるよう声をかける。</li> </ul> <p>○数名に発表をするよう指示を出す。(T1)</p> <p>○発表者の方に体・顔を向けるよう指示を出す。(T1,T2)</p> <p>○発表者の内容から新たな発見があった場合、自分の学習カードに書き加えるよう促す。(T1,T2)</p> <p>○啓発資料やポスター、検査を実施している施設についてスライドで説明する。(T2)</p> <p>○保健所、保健センターなどでは無料・匿名でHIV検査を受けられることや、早期に適切な治療を受ければ発病を抑えることができることにも触れる。(T2)</p>
	<p>7 啓発資料や検査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々なエイズや性感染症啓発資料が発行されていることや、検査を実施している施設について知る。</li> </ul> <p>&lt;指導すべき内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ及び性感染症の予防方法を身に付ける必要があること</li> <li>エイズ及び性感染症の感染者が低年齢化し、社会問題となっていること</li> <li>エイズ及び性感染症を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であること</li> </ul>	<p>○啓発資料やポスター、検査を実施している施設についてスライドで説明する。(T2)</p> <p>○保健所、保健センターなどでは無料・匿名でHIV検査を受けられることや、早期に適切な治療を受ければ発病を抑えることができることにも触れる。(T2)</p>
ま と め 5 分	<p>8 本時及び本単元のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの学習を振り返り、今後どのように自身の生活で生かしていくか考え、学習カードにまとめる。</li> <li>発表者の内容を聞く。</li> <li>まとめの話を聞く。</li> <li>今後の見通しをもつ。</li> </ul>	<p>○これまでの学習を振り返り、今後どのように自身の生活で生かしていくか考え、学習カードにまとめるよう指示を出す。(T1)</p> <p>○机間巡視し、生徒の学習の理解度を把握する。</p> <p>○数名に記入した内容を発表するよう指示を出す。(T1)</p> <p>○自分自身だけでなく、大切な人を守っていくためにも感染症、エイズ、性感染症についての正しい知識や予防方法を身に付ける必要があることを押さえ、まとめる。(T1)</p>

(4) 板書計画



【資料】文部科学省：改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き、文部科学省、2019年3月より掲載  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052_2.pdf)

## IV 養護実習の評価

「養護実習」の評価は、実習期間を通しての全活動を対象に行われます。研究授業や実際に行った保健室での活動のみを対象としているわけではなく、課題活動や学校行事等の教育活動、日々の児童生徒との接し方など、実習校でのすべての活動が評価の対象となります。

評価は、次の7つの観点によってなされます。

1. 保健室経営
2. 救急処置
3. 保健指導
4. 健康相談
5. 学校環境衛生への取り組み
6. 学校保健活動全般の取り組み
7. 実習態度

# V 参 考 資 料

## 学校保健安全法

### 第1章 総 則（第1条～第3条）

### 第2章 学校保健（第4条～第25条）

### 第3章 学校安全（第26条～第30条）

### 第4章 雑 則（第31条～第32条）

#### 第1章 総 則

##### （目的）

**第1条** この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

##### （国及び地方公共団体の責務）

**第3条** 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

#### 第2章 学校保健

##### 第1節 学校の管理運営等（第4条～第7条）

##### 第2節 健康相談等（第8条～第10条）

##### 第3節 健康診断（第11条～第18条）

##### 第4節 感染症の予防（第19条～第21条）

##### 第5節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第22条・第23条）

##### 第6節 地方公共団体の援助及び国の補助（第24条・第25条）

#### 第1節 学校の管理運営等

##### （学校保健に関する学校の設置者の責務）

**第4条** 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （学校保健計画の策定等）

**第5条** 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

##### （学校環境衛生基準）

**第6条** 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校

給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 6 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

#### （保健室）

第 7 条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

#### 第 2 節 健康相談等

##### （健康相談）

第 8 条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

##### （保健指導）

第 9 条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。第 24 条及び第 30 条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

##### （地域の医療機関等との連携）

第 10 条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

#### 第 3 節 健康診断

##### （就学時の健康診断）

第 11 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第 17 条第 1 項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第 12 条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第 17 条第 1 項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

##### （児童生徒等の健康診断）

第 13 条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第 14 条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

##### （職員の健康診断）

第 15 条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第 16 条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

##### （健康診断の方法及び技術的基準等）

第 17 条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第 11 条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第 11 条の健康診断に関するものについては政令で、第 13 条及び第 15 条の健康診断に関するものについては、文部科学省令で定める。

3 前 2 項の文部科学省令は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

**第18条** 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

#### **第4節 感染症の予防**

##### **(出席停止)**

**第19条** 校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

##### **(臨時休業)**

**第20条** 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

##### **(文部科学省令への委任)**

**第21条** 前2条（第19条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基く命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### **第5節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師**

##### **(学校保健技師)**

**第22条** 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

##### **(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)**

**第23条** 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

#### **第6節 地方公共団体の援助及び国の補助**

##### **(地方公共団体の援助)**

**第24条** 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

2. 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

##### **(国の補助)**

**第25条** 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第1号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

#### **第3章 学校安全**

##### **(学校安全に関する学校の設置者の責務)**

**第26条** 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1

項及び第2項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (学校安全計画の策定等)

**第27条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### (学校環境の安全の確保)

**第28条** 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

#### (危険等発生時対処要領の作成等)

**第29条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

**2** 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

**3** 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

#### (地域の関係機関等との連携)

**第30条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

### 第4章 雑 則

#### (学校の設置者の事務の委任)

**第31条** 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

#### (専修学校の保健管理等)

**第32条** 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

**2** 専修学校には、建康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

**3** 第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第13条から第21条まで及び第26条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

## 学校保健安全法施行令 (省略)

# 学校保健安全法施行規則

学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 10 条、第 14 条及び第 16 条第 5 項並びに学校保健法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項、第 6 条及び第 9 条第 3 項の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、学校保健法施行規則を次のように定める。

## 第 1 章 環境衛生検査等（第 1 条・第 2 条）

### 第 2 章 健康診断

#### 第 1 節 就学時の健康診断（第 3 条・第 4 条）

#### 第 2 節 児童生徒等の健康診断（第 5 条—第 11 条）

#### 第 3 節 職員の健康診断（第 12 条—第 17 条）

### 第 3 章 感染症の予防（第 18 条—第 21 条）

### 第 4 章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則（第 22 条—第 24 条）

### 第 5 章 国の補助（第 25 条—第 27 条）

### 第 6 章 安全点検等（第 28 条・第 29 条）

### 第 7 章 雑則（第 30 条）

### 附則

## 第 1 章 環境衛生検査等

### （環境衛生検査）

**第 1 条** 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 5 条 の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条 に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

### （日常における環境衛生）

**第 2 条** 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

## 第 2 章 健康診断

### 第 1 節 就学時の健康診断

#### （方法及び技術的基準）

**第 3 条** 法第 11 条 の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

1 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。

2 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。

3 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。

4 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。

5 聴力は、オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。

6 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。

7 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。

8 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。

9 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。

10 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によって知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によって結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、

ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

#### (就学時健康診断票)

**第4条** 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する就学時健康診断票の様式は、第1号様式とする。

#### 第2節 児童生徒等の健康診断 (時期)

**第5条** 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

**2** 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第6条第3項第4号に該当する者に限る。）については、おおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

#### (検査の項目)

**第6条** 法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

**2** 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

**3** 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。

- 一 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第7条第6項及び第11条において同じ。）の全学年
- 二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び第7条第6項において同じ。）の全学年
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び第7条第6項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年
- 四 大学の第一学年

**4** 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第4号に掲げるもののうち聴力を、小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年においては第11号に掲げるものを、大学においては第1号、第3号、第4号、第7号、第10号及び第11号に掲げるもの（第1号にあっては、座高に限る。）を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

#### (方法及び技術的基準)

**第7条** 法第13条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第9項までに定めるもののほか、第3条の規定（同条第10号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第4号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。

**2** 前条第1項第1号の身長は、たび、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

- 3 前条第1項第1号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
- 4 前条第1項第1号の座高は、背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
- 5 前条第1項第8号の結核の有無は、問診、エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によって検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 前条第3項第1号又は第2号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。
  - 二 前条第3項第3号又は第4号に該当する者（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）に対しては、エックス線間接撮影を行うものとする。
  - 三 第1号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であって、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、エックス線直接撮影、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。
  - 四 第2号のエックス線間接撮影によって病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
- 6 前条第1項第9号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によって検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。
- 7 前条第1項第10号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。
- 8 前条第1項第11号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によって検査するものとし、特に十二指腸虫卵又は蟯虫卵の有無の検査を行う場合は、十二指腸虫卵にあっては集卵法により、蟯虫卵にあってはセロハンテープ法によるものとする。
- 9 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

#### （健康診断票）

- 第8条** 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。
- 2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。
- 4 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存しなければならない。ただし、第2項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から5年間とする。

#### （事後措置）

- 第9条** 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。
- 一 疾病の予防処置を行うこと。
  - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
  - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
  - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
  - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編製の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

#### (臨時の健康診断)

**第10条** 法第13条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

#### (保健調査)

**第11条** 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

#### 第3節 職員の健康診断

##### (時期)

**第12条** 法第15条第1項の健康診断の時期については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月30日までに」とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。

##### (検査の項目)

**第13条** 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧
- 五 尿
- 六 胃の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 肝機能検査
- 九 血中脂質検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

2 妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。

3 第1項各号に掲げる検査の項目のうち、20歳以上の職員においては第1号の身長を、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員(BMIが22未満である職員に限る。)においては第1号の腹囲を、40歳未満の職員においては第6号に掲げるものを、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員においては第7号から第11号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

BMI = 体重(kg) / 身長(m) 2乗

### (方法及び技術的基準)

**第14条** 法第15条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第9

項までに定めるもののほか、第3条(同条第10号中知能に関する部分を除く。)の規定を準用する。

2 前条第1項第2号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、45歳未満の職員(35歳及び40歳の職員を除く。)においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。

3 前条第1項第3号の結核の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、エックス線間接撮影によって病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第1項第4号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。

5 前条第1項第5号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

6 前条第1項第6号の胃の疾病及び異常の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第1項第7号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第1項第8号の肝機能検査は、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査を行う。

9 前条第1項第9号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

### (健康診断票)

**第15条** 学校の設置者は、法第15条第1項の健康診断を行ったときは、第2号様式によって、職員健康診断票を作成しなければならない。

2 学校の設置者は、当該学校の職員がその管理する学校から他の学校へ移った場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校の設置者へ送付しなければならない。

3 職員健康診断票は、5年間保存しなければならない。

### (事後措置)

**第16条** 法第15条第1項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認められた職

員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第2に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行った指導区分に基づき、次の基準により、法第16条の措置をとらなければならない。

「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

「D」 勤務に制限を加えないこと。

「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。

「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

### (臨時の健康診断)

**第17条** 法第15条第2項の健康診断については、第10条の規定を準用する。

## 第3章 感染症の予防

### (感染症の種類)

**第18条** 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス

属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)

二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

#### (出席停止の期間の基準)

**第19条** 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症(結核を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。

ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

#### (出席停止の報告事項)

**第20条** 令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

#### (感染症の予防に関する細目)

**第21条** 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消

毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

#### **第4章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則**

##### **(学校医の職務執行の準則)**

**第22条** 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
  - 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
  - 三 法第8条の健康相談に従事すること。
  - 四 法第9条の保健指導に従事すること。
  - 五 法第13条の健康診断に従事すること。
  - 六 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。
  - 七 法第2章第4節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
  - 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
  - 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第11条の健康診断又は法第15条第1項の健康診断に従事すること。
  - 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

##### **(学校歯科医の職務執行の準則)**

**第23条** 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
  - 二 法第8条の健康相談に従事すること。
  - 三 法第9条の保健指導に従事すること。
  - 四 法第13条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
  - 五 法第14条の疾病の予防処置のうち齲蝕歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
  - 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

##### **(学校薬剤師の職務執行の準則)**

**第24条** 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
  - 二 第1条の環境衛生検査に従事すること。
  - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
  - 四 法第8条の健康相談に従事すること。
  - 五 法第9条の保健指導に従事すること。
  - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

## 第5章 国の補助

### (児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出)

**第25条** 都道府県の教育委員会は、毎年度、7月1日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数を、第3号様式により1月10日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、7月1日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第4号様式により12月20日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、前項の規定により市町村の教育委員会から報告を受けたときは、これを第5号様式により1月10日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

### (児童生徒数の配分方法)

**第26条** 令第10条第3項の規定により都道府県の教育委員会が行う配分は、付録の算式により算定した数を基準として行うものとする。

### (配分した児童生徒数の通知)

**第27条** 都道府県の教育委員会は、令第10条第3項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第6号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第7号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

## 第6章 安全点検等

### (安全点検)

**第28条** 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

### (日常における環境の安全)

**第29条** 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

## 第7章 雑則

### (専修学校)

**第30条** 第1条、第2条、第5条、第6条（同条第3項及び第4項については、大学に関する部分に限る。）、第7条、第8条、第9条（同条第1項については、学生に関する部分に限る。）、第10条、第11条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第12条から第21条まで、第28条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第5条第1項中「6月30までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して3月以内に」と、第7条第9項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第9条第2項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第12条中「第5条」とあるのは「第30条において準用する第5条」と、第19条第2号、第3号及び第4号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第19条第5号及び第6号並びに第21条第1項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第22条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

附 則 (省略)

別 表 (省略)

【改訂版作成】

2019年度教育実習委員会

2007年4月1日 発行  
2010年4月1日 改訂2版発行  
2016年12月26日 改訂3版発行  
2018年4月1日 改訂4版発行  
2020年4月1日 改訂5版発行

発行 埼玉大学教育学部  
『養護実習の手引き』編集委員会  
〒 338-8570  
埼玉県さいたま市桜区下大久保 255  
電話：048-858-3144

印刷 株式会社 コームラ  
〒 501-2517  
岐阜県岐阜市三輪ぶりとびあ3  
電話：058-229-5858